

職業能力開発促進法

○法の目的(第1条)

1 「職業訓練、職業能力検定の充実強化策等の総合的、計画的な実施」



2 「労働者の職業能力の開発・向上」



3 「職業の安定」、「労働者の地位向上」、「経済・社会の発展」

○基本理念(第3条)

職業能力の開発・向上の促進は、産業構造、経済的環境等の変化に対応して、労働者の職業生活の全期間を通じて、段階的かつ体系的に行う。



○職業能力開発基本計画(第5条)

国は職業能力開発(職業訓練、職業能力検定等)の基本となるべき計画を策定
【第11次計画(期間:R3-R7)】



○都道府県職業能力開発計画(第7条)

・県は職業能力開発基本計画に基づき、県の職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努める。

【第11次計画(期間:R4-R8)】

・計画に定める事項

労働力の需給の動向

職業能力開発の実施目標

職業能力開発に係る施策の基本事項

・計画の策定に当たっては、予め、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるよう努める。

【外部有識者を含む検討会議を設置】

国の計画や社会情勢等の変化(※)を踏まえ、今後、5年間の職業能力開発の取組方針を定める。

(※)デジタル化の進展等による労働者に求められる能力の急速な変化
人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化 等